

国立劇場再整備等事業に係る実施方針の一部変更の見通し(令和4年度)

令和4年12月

独立行政法人日本芸術文化振興会

特定事業 の名称	期間	概要	公共施設等 の立地	実施方針の一部変更の公表時期	担当
国立劇場再整備 等事業	事業契約締結日から令 和31年3月(予定)	<p>新たな国立劇場(仮称)の設 計業務、建設業務、工事監理 業務。</p> <p>新たな国立劇場(仮称)の維 持管理業務、運營業務及び <u>国立能楽堂の運營業務の一 部。</u></p> <p>(下線部は、前回実施方針の 策定の見通しからの変更箇 所を示す)</p>	東京都千代田区、 東京都渋谷区	令和4年12月中旬頃(予定)	日本芸術文化振興会 国立劇場再整備本部 総合調整課 電話 03-3265-6843

※この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第15条第2項の規定により公表するものです。

※なお、実施方針の一部変更にあたっては、付帯事業(民間収益施設)に係る基準貸付料の時点修正を予定しています。